

## 第 16 号

## 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 28 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷                              |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地<br>徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理運営業務参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで                   |

## 提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。